

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第65号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(169) (略) <u>(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。))又は同項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。)</u> <u>(171) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずること。</u> <u>(172) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすること。</u> <u>(173) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第2項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し必要な指示をすること。</u> <u>(174) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</u> <u>(175) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u>	(地域振興局長への委任) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(169) (略) (170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超え

(176) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。

(177) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定により、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(177)の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第2項の規定により、既存耐震不適格建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすること。

(177)の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定により、計画の認定をすること。

(177)の4 建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定による計画の変更の認定をすること。

(177)の5 建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定により、認定事業者に対し報告を求めること。

(177)の6 建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(177)の7 建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(177)の8 建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定により、建築物の地震に対する安全性に係る認定をすること。

(177)の9 建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条の規定により、基準適合認定建築物に係る認定を取り消すこと。

(177)の10 建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項の規定により、基準適合認定建築物に係る認定を受けた者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(177)の11 建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項の規定により、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定をすること。

(177)の12 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第1項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し必要な指導及び助言をすること。

(177)の13 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第2項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し必要な指示をすること。

る建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号までにおいて同じ。）。

(171) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2項の規定により、必要な指示をすること。

(172) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第4項の規定により、特定建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(173) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項の規定により、計画の認定をすること。

(174) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条第1項の規定による計画の変更の認定をすること。

(175) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条の規定により、認定事業者に対し報告を求めること。

(176) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第11条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(177) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

と。

(177)の14 建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(177)の15 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項の規定による要緊急安全確認大規模建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること。

(177)の16 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずること。

(177)の17 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第12条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすること。

(177)の18 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第12条第2項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し必要な指示をすること。

(177)の19 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第13条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(178)～(212) (略)

4～10 (略)

(178)～(212) (略)

4～10 (略)

附 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。